

国と地方のシステムWG 提出資料

(十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用関係)

- I 農地関係
- II 林地関係

平成29年4月11日

農林水産省

I 農地関係 相続未登記農地等の実態調査結果について

- 相続未登記農地及びそのおそれのある農地は全農地の約2割(93.4万ha)を占めるが、うち遊休農地になっているのは6%(5.4万ha)にとどまり、多くは実態上は耕作がなされている。
- しかしながら、当該農地を農地中間管理機構に貸付けようとすると、法定相続人を探索した上で同意を集めなければならないことから円滑に貸付けが進まず、農地の集積・集約化の妨げとなっているところである。

結果

相続未登記農地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合計	93.4万ha (農地(447万ha)の20.8%)
うち遊休農地	5.4万ha (相続未登記農地等の6%)

定義

- 「相続未登記農地」:
登記名義人が死亡していることが確認された農地。
 - 「相続未登記のおそれのある農地」:
住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地。
 - 「遊休農地」:
1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込みのない農地等
- ※ 各農業委員会において、農地台帳上の農地の登記名義人について、固定資産課税台帳及び住民基本台帳上のデータとそれぞれ照合。

I 農地関係 相続未登記農地の所有者の意識

- 相続未登記農地は、法定相続人の1人が全ての固定資産税を負担しているケースが多く、未登記であっても事実上自分の農地と考えている傾向が強い。
- 現在は実態として耕作がなされている農地であっても、相続未登記農地の所有者は高齢者が多く、近い将来にリタイアにより農地の貸付け希望が多く出てくるのが想定される。
この際、農地の集積・集約化のために相続未登記農地を貸そうと思っても、登記がなされていないと、貸付けの同意(※)をとるのが困難。こうした農地は、今後遊休農地になるおそれ大きい。
(※貸付けの際には過半の同意が必要(民法上では、共有物の管理行為には、持分の過半の同意が必要))

相続未登記農地の所有者に対するアンケート結果

